

宝塚市告示第104号

振動規制法施行規則別表第2備考第1項の区域及び同表備考第2項の時間の 指定について

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考第1項の区域及び同表備考第2項の時間を下記のとおり定め、平成20年4月1日から適用する。

なお、平成15年3月27日付け宝塚市告示第106号は平成20年3月31日限り廃止する。

平成20年3月31日

宝塚市長 阪上善秀

記

1 区域

- (1) 第1種区域 振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について（平成20年宝塚市告示第102号。以下「告示第102号」という。）において指定した地域のうち第1種区域
- (2) 第2種区域 告示第102号において指定した地域のうちの第2種区域

2 時間

振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定について（平成15年宝塚市告示第104号）において区分した時間